

第1章 強靱化の基本的考え方

1. 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法第 13 条において、村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「国土強靱化地域計画」を定めることができることが規定されました。

「飛島村国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）は、いかなる災害が発生しても機能不全に陥らず、致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさをもつ「災害に強いまちづくり」飛島村を構築するための施策を総合的・計画的に推進する指針としてとりまとめるものです。

2. 計画の位置づけ等

(1) 位置づけ

この計画は、強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定し、愛知県が策定する「愛知県地域強靱化計画」（令和 2 年 3 月）及び第 5 次飛島村総合計画（2023-2032）と調和・整合を図るものです。

(2) 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和 7 年 4 月から令和 15 年 3 月までとします。

3. 基本目標

基本法では、その第 14 条で、国土強靱化地域計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない」と規定されています。

これを踏まえ、本計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画及び愛知県強靱化計画の基本目標を踏襲し、以下の 4 つを基本目標として強靱化を推進することとします。

- 村民の生命を最大限守る。
- 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 村民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- 迅速な復旧復興を可能とする。

4. 強靱化を推進する上での基本的な方針

強靱化の理念を踏まえ、以下の方針に基づき、防災・減災及び迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを推進します。

(1) 村の特性を踏まえた取組推進

- ① 人口減少や少子高齢化など、社会経済情勢を踏まえた取組みを進めること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと
- ③ 地域が有する潜在力を最大限活用するとともに、消防団員や建設業、介護人材といった地域の安全・安心を担う人材の育成・確保を平時から進めるなど、足腰の強い地域社会を構築する視点を持って取組みに当たること。

(2) 効率的・効果的な取り組み推進

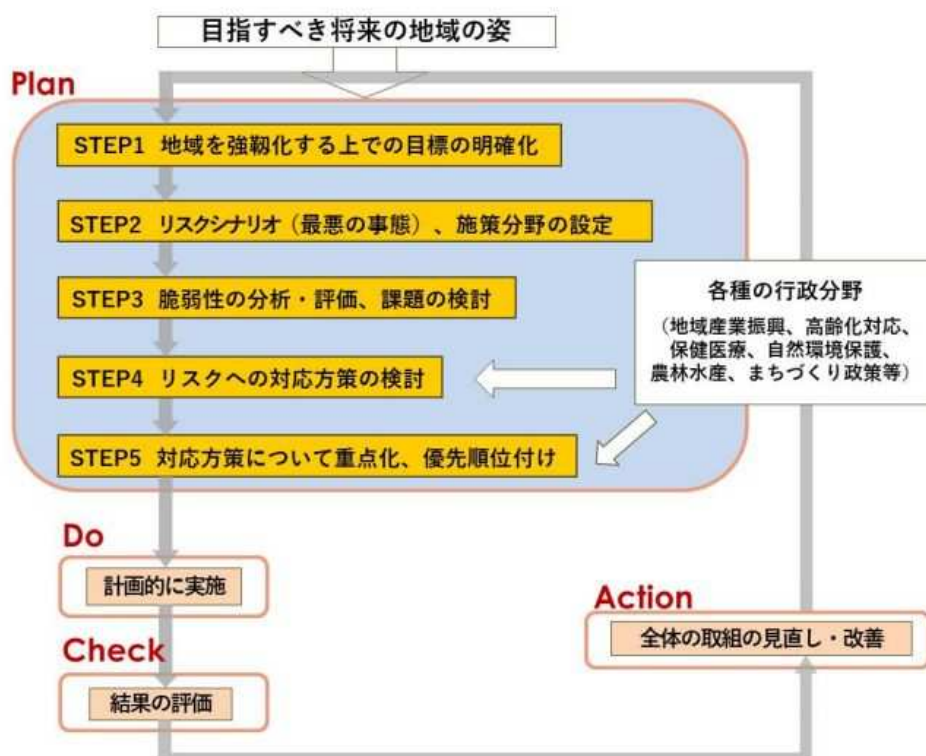
- ① 国、愛知県、民間事業者、住民など関係者相互の連携により取組みを進めること。
- ② 「自律・分散・協調」型の国土構造の実現に向けた取組みを国全体で進める中で、地域間の連携、広域的なネットワークの構築を重視して取組みに当たること。
- ③ 非常時の防災・減災等の効果を発揮するのみならず、その施設や取組が平時に持つ意味を考慮して日頃から有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ③ 限られた資源の中、国・県の施策の積極的な活用や民間投資の促進を図るとともに、強靱化に向けたハード整備に当たっては、将来世代に過大な負担が生じることのないよう、ライフサイクルコストを含め、事業の効率性確保に特に配慮すること。

(3) 防災教育・人材育成と官民連携の取組推進

- ① 強靱化の担い手は村民一人ひとりであるという視点に立ち、自らの災害リスクや防災気象情報、避難情報等を我が事として認識し身を守る行動につなげられるよう、学校や職場、自治会等を通じた継続的な防災教育の取組みを進めること。
- ② 平時における防災教育の担い手として、災害時における避難誘導や避難所運営支援など地域防災力の要として、自主防災班長や防災リーダー、消防団員等防災人材の育成を推進すること。
- ③ 村の強靱化を実効性のあるものとするためにも、県・周辺自治体のみならず企業・団体、NPO、ボランティアなど民間事業者等との連携による取組みを進めること。

5. 計画の進め方

国土強靱化地域計画の策定に関しては、国（内閣府）より「国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン」が発行されており、本計画の作成にあたっては、同ガイドラインに記載の手順を踏襲することとしました。



（出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第6版）策定・改定編）（内閣官房国土強靱化推進室）